

国 地 契 第 6 号
国 官 技 第 1 3 号
国 営 計 第 1 2 号
平成 1 8 年 4 月 1 8 日

各地方整備局

総務部長 殿
企画部長 殿
営繕部長 殿

国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

高度技術提案型総合評価方式の手続について（通知）

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 1 7 年法律第 1 8 号）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成 1 7 年 9 月 7 日国土交通省告示第 9 8 3 号）を踏まえ、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」（平成 1 7 年 9 月 3 0 日付け国地契第 7 8 号、国官技第 1 2 9 号、国営計第 8 2 号）を通知したところである。

今般、「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」（委員長：小澤一雅東京大学大学院工学系研究科教授）において、別添のとおり「高度技術提案型総合評価方式の手続について」が取りまとめられたので、貴職におかれては、本手続を参考にしつつ、高度技術提案型総合評価方式の適切な運用に努められたい。